

議員提出議案第4号

水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の
提出について

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第1項
の規定により提出いたします。

令和4年10月3日提出

南相馬市議会議長 中 川 庄 一 様

提出者	南相馬市議会議員	渡部	一夫
賛成者	南相馬市議会議員	太田	淳一
〃	〃	今村	裕
〃	〃	鈴木	昌一
〃	〃	渡部	寛一
〃	〃	大山	弘一
〃	〃	志賀	稔宗

水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書（案）

国は、昨年12月、水田活用の直接支払交付金について、令和4年度から今後5年間で一度も水張りが行われない農地は、令和9年度以降、交付対象水田としない方針であることや、多年生牧草について、収穫のみを行う年の助成単価を見直すことなどを決定したところですが、今回の見直しは、水田農業を営む生産者の経営にとどまらず、本市の地域農業に対して様々な影響が懸念されます。

これまで担い手の定着を図り、農地中間管理事業を積極的に活用した農地利用集積、飼料作物による土地利用型農業を推進してきましたが、避難指示解除後に先駆的に営農再開した経営体は経営体力が十分ではなく、大幅な収支計画の見直しは経営断念につながる懸念があります。

とくに本市の水田農業は、東日本大震災と原子力発電所事故からの営農再開の途上かつ、除染後農地の基盤整備計画もあり、今後5年間で全水田において水稻を作付けすることは困難であります。

よって、「水田活用の直接支払交付金」については、従前の扱いとすることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年10月3日

福島県南相馬市議会議長 中川 庄一

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
農林水産大臣 様